指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成27年神奈川県条例第37号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第98条第1項第3号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という」に、「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)(以下「指定通所介護等」という」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第9項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第8項まで」を「第7項まで」に改め、「関する基準」の次に「又は当該事業所が所在する市町村が法第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準(指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所に置くべき従業者に関する部分に限る。)」を加える。

第100条第5項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「関する基準」の次に「又は当該事業所が所在する市町村が法第78条の4第2項の規定に基づき定める条例に規定する基準(指定地域密着型通所介護の事業に係る設備に関する部分に限る。)」を加える。

第113条第7項中「第6項まで」を「第5項まで」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例(平成27年神奈川県条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の表第98条第1項第3号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」

を「指定通所介護事業者をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着 型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。) (以 下「指定通所介護事業者等」という」に、「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定 通所介護をいう。) 又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条 に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。) (以下「指定通所介護等」と いう」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同表第98条第9項の項 中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指 定通所介護等の」に、「第8項までに規定する」を「第7項までに規定する人員に関す る基準又は当該事業所が所在する市町村が法第78条の4第1項の規定に基づき定める条 例に規定する基準(指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所に置くべき従業者に関 する部分に限る。)」に改め、「第一号通所事業の」の次に「人員に関する基準」を加 え、同表第100条第5項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、 「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「までに規定する」の次に「設備 に関する基準又は当該事業所が所在する市町村が法第78条の4第2項の規定に基づき定 める条例に規定する基準(指定地域密着型通所介護の事業に係る設備に関する部分に限 る。)」を加え、「第一号通所事業の」を「当該第一号通所事業の設備に関する基準」 に改め、同表第113条第7項の項中「第6項まで」を「第5項まで」に改める。